

はだの環境マネジメントシステム
騒音・振動管理ガイドライン

初版制定　：　令和2年4月1日

秦野市

騒音・振動管理ガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、秦野市（以下「本市」という）の各施設等が発生させる騒音・振動が、騒音規制法、振動規制法、及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例の遵守を維持するための手順を定めたものである。

2 騒音・振動に関する考え方

本市は、各施設、作業現場などから騒音・振動を発生させており、近隣の住民やアメニティへの影響を与えている。そのため、騒音規制法、振動規制法、県条例に定められた規制値の遵守を維持するための騒音・振動の測定、騒音・振動発生施設の届出、施設点検等の手順を定める。

3 規制基準

本市に適用される騒音及び振動の規制基準（神奈川県生活環境の保全等に関する条例）は次のとおりである。

騒音規制基準（特定施設または特定作業を持つ事業所）

単位：dB

	第1地域	第2地域	第3地域	工業地域	工業専用地域
朝（6:00～8:00）	45	50	60	65	75
昼（8:00～18:00）	50	55	65	70	75
夕（18:00～23:00）	45	50	60	65	75
夜（23:00～6:00）	40	45	50	55	65

第1地域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

第2地域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域（市街化調整区域）

第3地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

振動規制基準（特定施設または特定作業を持つ事業所）

単位：dB

	第1地域	第2地域	第3地域	工業地域	工業専用地域
昼（8:00～19:00）	60	65	65	70	70
夜（19:00～8:00）	55	55	60	60	65

第1地域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

第2地域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域（市街化調整区域）

第3地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

騒音・振動管理ガイドライン

騒音規制基準（すべての特定建設作業）

単位：dB

	規制基準	作業できない時間	1日あたり作業時間	同一作業場所での作業期間	日曜、休日における作業
第1号区域	85	19:00 ～7:00	10時間	連続6日間	禁止
第2号区域		22:00～ 6:00	14時間		

第1号区域：上記第1種区域、第2種区域、第3種区域、及び学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所、図書館、並びに特別養護老人ホーム、の敷地周辺80m以内の区域

第2号区域：第1号区域以外の区域

振動規制基準（すべての特定建設作業）

単位：dB

	規制基準	作業できない時間	1日あたり作業時間	同一作業場所での作業期間	日曜、休日における作業
第1号区域	75	19:00 ～7:00	10時間	連続6日間	禁止
第2号区域		22:00～ 6:00	14時間		

第1号区域：上記第1種区域、第2種区域、第3種区域、及び学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所、図書館、並びに特別養護老人ホーム、の敷地周辺80m以内の区域

第2号区域：第1号区域以外の区域

4 騒音・振動発生施設の届出

各施設の管理者は、次の表に掲げる特定施設を新設、変更する場合には、着工の30日前までに指定様式にて環境保全課に届出しなければならない。

特定施設	仕様・条件	騒音	振動
空気圧縮機	原動機定格出力 7.5kw 以上	○	○
圧縮機	原動機定格出力 7.5kw 以上		○
送風機	原動機定格出力 7.5kw 以上	○	
抄紙機		○	
印刷機械	原動機を有するもの	○	○

※ 他、騒音規制法施行令別表第1に掲げる施設及び振動規制法施行令別表第1に掲げる施設を含む

5 特定建設作業

特定建設作業を行おうとする者は、その7日前までに指定様式にて市長へ届出しなければならない。また、施工委託業者に対する指導を行わなければならない。

特定建設作業	騒音	振動
くい打ち機を設けた作業	○	○
びょう打ち機を設けた作業	○	
削岩機を設けた作業	○	
空気圧縮機を設けた作業 (原動機定格出力 15kw 以上)	○	
コンクリートプラントを設けた作業 (混練容量 0.45 m ³ 以上)	○	
アスファルトプラントを設けた作業 (混練容量 200kg 以上)	○	
バックホウを設けた作業 (原動機定格出力 80kw 以上)	○	
トラクターショベルを設けた作業 (原動機定格出力 70kw 以上)	○	
ブルドーザーを設けた作業 (原動機定格出力 40kw 以上)	○	
鋼球を使用した破壊工事		○
舗装破碎機を使用する作業		○
ブレーカーを使用する作業		○

6 騒音・振動の計測

特定施設をもつ出先施設の管理者は、振動及び騒音に関する訴えがあった場合、計測を行わなければならない。

特定建設作業の管理者は、作業が1週間以上にわたる場合には、振動及び騒音の計測を行わなければならない。

計測値が規制基準を遵守できていないことが判明した場合、周辺への影響を勘案し、騒音・振動の低減策を講じなければならない。その対策を含めた「不適切事業報告書」を起票して部門責任者（部等の長）に提出しなければならない。騒音・振動の低減策を講じた場合、施設の管理者は、すみやかに騒音・振動の再計測を行う。

騒音・振動管理ガイドライン

制定改訂履歴

版	改訂日付	改訂条項	改訂内容	作成 (起案)	審査	承認 (決裁)
00	R2.4.1		初版発行	太田浩一	高橋邦彦	藤間雅浩